

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	46 件
国民年金関係	28 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	45 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 42 年 9 月から 51 年 12 月まで
②昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間①については、私が 20 歳の時に父が私の国民年金加入手続きを行い、保険料も私が結婚するまで父が納付してくれており、結婚後は私自身が納付していた。

私の結婚に際して父から国民年金手帳が渡されたが、国民年金第 3 号被保険者になる手続のため元夫の会社に提出したところ、当該手帳は回収され、代わりに現在所持する年金手帳が返され、その記載内容も国民年金に加入した日が「20 歳になった日」から、「昭和 52 年 1 月 13 日」に変わってしまった。

申立期間②については、昭和 60 年 3 月をもって国民年金を辞めたことはなく、第 3 号被保険者になるまで付加保険料を含めて保険料を納付していたはずである。

申立期間①及び②が未加入で国民年金保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の所持する国民年金手帳には、申立人が国民年金第 3 号被保険者になるまでの間に国民年金を辞めたという記録の記載がない上、申立人は任意で国民年金に加入し、付加年金にも加入するなど、国民年金に対する意識は高かったことがうかがわれることから、申立期間②は、国民年金被保険者期間であったものと考えられる。

また、申立期間②は 12 か月と短期間である上、申立期間②の直前の期間

の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付済みであるとともに、申立期間②の前後を通じて住所や申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況の変化は認められないことから、途中の申立期間②の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることは不自然である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、申立人が結婚するまで保険料も納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、結婚する時に父親から国民年金手帳を渡され、保険料は自分で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の昭和 52 年 1 月に任意加入したことにより結婚後の住所地で付与されていることが確認でき、この番号では申立期間①の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が別の番号で国民年金に加入し申立期間①の国民年金保険料を納付していた形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、昭和 61 年 4 月に元夫が当時勤務していた会社からの求めに応じて、国民年金第 3 号被保険者該当の手続のため、父親から渡された国民年金手帳を同社に提出したところ、当該手帳は回収され、代わりに申立人が現在所持する年金手帳が返され、国民年金の資格取得日も変わってしまったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、申立人に当該年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号が付与された 52 年 1 月当時の住所が記載されていることから、国民年金第 3 号被保険者制度が始まった 61 年 4 月以降に発行されたものとは考えにくい。

その上、口頭意見陳述において、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな証拠や証言が得られなかったほか、関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月及び同年8月

私は、平成7年6月に当時勤務していた職場を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、納付書により金融機関で納付したはずであり、申立期間が未加入とされ、保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を市役所で発行された納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、申立期間当時、同市役所では国民年金保険料の納付書を発行していた上、その納付書により保険料を金融機関で納付することは可能であったことが確認できるとともに、申立人が納付したと主張する保険料額は、実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人が申立期間直前まで勤務していた職場では、退職者に対して退職後の社会保険関係の説明会に参加するよう指導していることが確認できることから、申立人は国民年金への加入の必要性を認識していたものと認められる。

加えて、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料の未納期間はない上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行われていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

私が20歳になった昭和58年ごろ、私の父親が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の私の国民年金保険料と母親の保険料を父親が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年ごろ、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、58年6月ごろであると推認され、その時点において、申立期間は過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から国民年金に加入し、60歳に到達するまでの20年近くにわたる期間の保険料をすべて納付している上、付加保険料を納付している期間もあるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、納付意識の高かった申立人の父親が、申立人の3か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考へても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の母親も、申立期間を含み、60歳まで国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から同年3月までの期間、57年4月から58年3月までの期間、58年10月から同年11月までの期間及び59年6月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年2月から同年3月まで
② 昭和57年4月から58年3月まで
③ 昭和58年10月から同年11月まで
④ 昭和59年6月から同年7月まで

私は、昭和53年2月ごろに区役所で国民年金の加入手続を行い、その際、申立期間①の国民年金保険料を区役所の窓口で納付した。その後は、集金人に納付していたが、57年ごろから、納付書により区役所の窓口で保険料を納付し、58年ごろからは、金融機関で納付書により保険料を納付していた。申立期間①から④までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和53年2月ごろに区役所で国民年金の任意加入手続を行い、その際に、申立期間①の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、同年同月に国民年金に任意加入していることが確認でき、加入手続を行ったにもかかわらず、加入当初である申立期間①の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間②から④に挟まれた期間のうち、昭和58年4月から同年9月までの期間及び58年12月から59年5月まで期間については、当時申立人が居住していた区において、現年度納付にかかる国民年金保険料の納付記録が存在するが、現に申立人が社会保険庁のオンライン記録で現年度納付している期間が確認できるにもかかわらず、同区における申立人の納付記録は

保管されておらず、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間②から④については、いずれも前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その間を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更はなく、特段生活状況に変化はみられないことから、途中の申立期間②から④が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立期間①から④までは、それぞれ12か月以内と短期間であり、申立期間①から④までを通じて、申立人の夫の標準報酬月額は高額で推移していたことが確認できることから、国民年金保険料を納付するだけの資力は十分にあったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年5月から45年2月までの期間及び47年10月から58年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から58年9月まで

私は、結婚直後から国民年金に加入するよう義父に勧められていたので、長女を妊娠した昭和49年12月ごろに区役所で国民年金の加入手続きを行った。その際、区役所の窓口職員から、「今なら国民年金保険料をさかのぼって納付できる。」と言われたことから、後日、義母が加入手続きまでの期間の保険料を納付書により近くの金融機関で納付した。また、申立期間のうち加入手続き後の期間の国民年金保険料についても、義母が納付書により私と私の夫の保険料を一緒に納付していたことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、前納を行っている期間もみられるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 申立期間のうち昭和43年5月から49年12月までの期間について、申立人は、結婚直後から国民年金に加入するよう義父に勧められていたことから、長女を妊娠した49年12月ごろに区役所で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、申立人は50年*月に長女を出産していること、及び口頭意見陳述において、申立人が加入手続きを行った区役所は、49年12月に改築されたばかりの新しい区役所で国民年金の加入手続きを行ったことを具体的かつ鮮明に記憶していることが判明し、同区役所は49年3月

に改築されたことが確認できたことなどから、申立人が主張する 49 年 12 月に加入手続が行われ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたものと推認できる。

また、申立人は昭和 49 年 12 月ごろに国民年金の加入手続を行い、義母が 43 年 5 月から 49 年 12 月までの期間の国民年金保険料をさかのぼって一括納付したと主張しているところ、49 年 12 月は第 2 回特例納付が実施されていた上、申立人の年金手帳から、申立人は 43 年 4 月から平成 18 年 1 月まで国民年金に強制加入していたことが確認できることから、当該期間は特例納付で保険料を納付することが可能な期間であり、納付したと主張する保険料額も実際に特例納付で納付した場合の金額とおおむね一致している。

さらに、申立人の夫は、「私たち夫婦が結婚してしばらくしたころ、私の母親から、私の妻が国民年金の加入手続を行った際に、妻の保険料をさかのぼってまとめて納付したと聞いていた。」旨証言している。

- 3 申立期間のうち加入手続後の昭和 50 年 1 月から 58 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、義母が送付されてきた納付書を使用して金融機関で申立人とその夫の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間当時、義母が保険料を納付したとする金融機関は実在しており、納付書を使用して保険料を納付することは可能であったことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金保険料と一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、当該期間の保険料をほとんど納付済みであり、申立期間後の確認できる期間において夫婦二人の保険料の納付行動は同じであったことから、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の夫は、「私の母親からは、私の妻の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付した後も、未納がないように納付し続けていると聞いていた。」旨証言している。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 43 年 5 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 45 年 3 月から 47 年 9 月までの期間については厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金保険料が還付された記録がないものの、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳の時に、母親が国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料については、昭和 53 年 4 月に結婚するまでは、母親が自宅に届いた納付書により区役所の窓口又は金融機関で自分の保険料と一緒に納付していた。

結婚後は、国民年金の任意加入手続を行い、保険料については金融機関で納付しており、昭和 57 年 4 月に転居してからも同様に金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和 53 年 4 月に結婚し、転居した際に国民年金の変更手続きを行い、国民年金保険料については、未納期間がないように金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳では、同年 4 月に氏名変更、住所変更及び種別変更手続きが適切に行われていることが確認でき、種別変更手続きを行ったにもかかわらず、その後 2 年間に渡り保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間②直後の昭和 55 年度の国民年金保険料について、現年度納付していることが確認できるが、その時点では申立期間②の保険料は過年度納付により納付することが可能であった上、申立期間②の保険料は、納付済みとされている申立期間②後の保険料額より安価であっ

たことから、申立人が、申立期間②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたとする金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間①及び③について、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間①及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①について、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親からは証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間①について、申立人は、20歳の時に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年9月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、過年度納付等により申立期間①の保険料をまとめて納付した記憶はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間③について、申立人は、昭和57年4月に転居後も金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間③当時の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2937

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から 53 年 3 月まで

私は、姉が経営していた美容室で昭和 53 年から働き始め、同年 5 月ごろ国民年金に加入した。国民年金保険料は、当時、毎月来ていた集金人に納付していたが、しばらくしてからその集金人に、「今ならこれまでの未納分が払えます。」と言われたことから姉に相談したところ、納付を勧められたため、集金人から 3 回に分けた納付書をもらい、金融機関か郵便局で納付したことを憶えている。未納期間がなくなるように納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 14 か月と比較的短期間である。

また、申立人が昭和 53 年 5 月に国民年金の加入手続を行った後に、さかのぼって国民年金保険料を納付したと主張する時期は、第 3 回の特例納付が行われていた時期であるとともに、申立期間は強制加入期間であることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

さらに、申立人は、集金人に特例納付の金額を分割する相談をしたことや、その保険料は金融機関か郵便局で納付したと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できる上、特例納付の保険料は、集金人ではなく金融機関や郵便局で収納していたことが確認でき、その記憶は正しいことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人の姉は、「妹（申立人）に納付可能な期間の保険料をさか

のぼって納付するよう勧めたところ、妹が保険料を納付していたことを憶えている。」旨の証言をしており、その姉は、昭和 49 年 12 月から 53 年 3 月までの期間について、第 3 回特例納付により保険料を納付している。

その上、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間についてすべての保険料を納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年5月から4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から52年3月まで
② 昭和52年4月から61年3月まで
③ 平成3年5月から4年5月まで

私が20歳になった時、私の母親が私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまでの申立期間①の国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、納付方法や納付場所は憶えていないが、私が保険料を納付した。申立期間③について、私は、市役所で納付書により保険料を納付したことを憶えている。申立期間①及び②が未加入とされていること、及び申立期間③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、13か月と比較的短期間である。

また、申立人は、納付書により市役所で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では納付書方式を採用していたことが確認できる上、同市役所で保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人が納付したと主張する保険料額は、実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立人の記憶は具体的かつ鮮明であり、その主張は基本的に信用できる。

2 一方、申立期間①及び②は、合計214か月に及び、かつ、当該期間は複数の行政機関にまたがっていることから、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考え難い。

また、申立期間①について、申立人は、申立人の母親が昭和 43 年 6 月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、その母親は既に他界していることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び納付状況等が不明である。

さらに、申立期間②について、申立人は、自ら国民年金保険料を納付したと主張しているが、当時の記憶が不明確であることから、保険料の具体的な納付方法や納付場所等、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 4 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間①及び②は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成 3 年 5 月から 4 年 5 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月及び平成 7 年 4 月から 8 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 2 月
② 平成 7 年 4 月から 8 年 10 月まで

20 歳のころは学生だったため、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでの間、私の保険料を納付してくれていた。結婚後の申立期間は、私の前夫が自宅近くの信用金庫で、夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間①及び②について、一緒に納付していた前夫の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、申立人の前夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、確認できる範囲において、申立人夫婦はほぼ同一日に保険料を納付している上、その前夫は、申立期間①及び②の保険料が納付済みとされていることを踏まえると、その前夫が申立人の保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

また、申立期間①及び②の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の前夫の仕事に変更はなく、経済状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、共済年金を脱退してからしばらくして、昭和57年3月か4月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、資格取得日の54年4月までさかのぼって納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間について、申立人は、57年ごろに国民年金の加入手続を行い、その際にさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、57年3月ごろと推認できるが、その時点では、当該期間の保険料を過年度納付により納付することは可能であったとともに、当該期間の保険料は、納付済みとされている当該期間後の保険料額よりも安価であったことから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和54年4月から同年12月までの期間について、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、57年3月ごろと推認できるが、その時点では当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2941

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月まで

私の国民年金については、昭和 50 年 3 月から勤務していた個人会社の社長が加入手続を行ってくれた。同社を辞めた後、自営業を始め、申立期間の国民年金保険料の納付については、毎月末に売上金が入るので、翌月上旬に妻が金融機関で納付書又は口座振替で納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、15 か月と比較的短期間である上、申立期間後の国民年金保険料はすべて納付済みである。

また、申立人は、個人会社を退職した後の昭和 59 年 1 月から申立人の妻が国民年金保険料を納付していたとすると、申立人の国民年金手帳記号番号は 60 年 1 月に払い出されており、この時期に加入手続が行われたものと推認できることから、その時点で申立期間の保険料は過年度納付及び現年度納付が可能であり、加入手続を行いながら、これを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月までの期間及び 61 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 61 年 10 月

私は、昭和 54 年 9 月ごろ、自らの意志により区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、記憶が定かではないが、私が夫婦二人分の保険料の納付を行っていたはずである。

申立期間①の保険料が未納となっていることに納得できない。申立期間②については、夫だけが納付済みとされ、私が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月までについては、申立人は記憶が定かではないが、夫婦二人分の保険料を納付していたところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 60 年 1 月に払い出されており、この時期に加入手続が行われたものと推認できることから、その時点で申立期間の保険料は過年度納付及び現年度納付が可能であり、加入手続を行いながら、これを納付しなかったとするのは不自然である上、納付日が確認できる昭和 63 年度から平成 2 年度までの期間の記録によれば、夫婦の保険料の納付日はおおむね一致することが確認できることや、申立期間後の保険料についてはおおむね未納がないなどのことから、申立人が申立期間のうち、59 年 1 月から 60 年 3 月までの保険料を夫の保険料と共に納付していたとしても不合理とは言えない。

また、申立期間②については、口座振替をしていたとする夫の金融機関の口座から、昭和 61 年 10 月 24 日付で、一人分のみの国民年金保険料が引き

落とされていることが確認できるが、申立人は、残高が不足して振替できないときは、現金をもって保険料を納付したこともあったとし、口座振替のみの納付方法でなかったことが推測される上、申立期間以後の保険料は納付済みとなっていることから、納付意欲のあったと思われる申立人が、申立期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

さらに、申立期間は1か月と短期間である上、申立期間の前後の保険料は納付済みであり、申立期間の前後の期間を通じて申立人やその夫の職業や住所に変更はなく、生活上の大きな変化はないことから、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和54年9月から58年12月までの期間については、申立人の夫の保険料も未納となっており、その保険料については、申立人の夫は当時勤務していた個人会社の社長が納付していたはずだとしているが、申立人は、夫とは別に自分のみの保険料を納付していたことについての記憶は定かではなく、申立期間の保険料についての具体的納付状況が不明である。

また、前記1に述べたとおり、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和60年1月と推認され、この時点では申立期間の過半の保険料は時効により納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から60年3月までの期間及び61年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私達夫婦は、老後のことを考え、国民年金加入中は、一度たりとも滞ることなく、まじめに国民年金保険料を納付していた。申立期間中の昭和56年3月に転居しているが、そのほかにも何度か転居している。ほかの転居の際の保険料は納付済みになっており、申立期間だけが転居が原因で保険料を納付しなかったとは考えられない。申立期間の保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中の昭和56年3月に転居しているが、そのほかにも何度か転居しており、転居が原因で国民年金保険料を納付しなかったとは考えられないと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳には、同年同月の転居を含む複数回の転居記録が記載されていることが確認でき、ほかの転居時期の前後の期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の夫の仕事に変更はなく、経済状況に特段の変化は認められないことから、途中の3か月と短期間である申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私達夫婦は、老後のことを考え、国民年金加入中は、一度たりとも滞ることなく、まじめに国民年金保険料を納付していた。申立期間中の昭和56年3月に転居しているが、そのほかにも何度か転居している。ほかの転居の際の保険料は納付済みになっており、申立期間だけが転居が原因で保険料を納付しなかったとは考えられない。申立期間の保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中の昭和56年3月に転居しているが、そのほかにも何度か転居しており、転居が原因で国民年金保険料を納付しなかったとは考えられないと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳には、同年同月の転居を含む複数回の転居記録が記載されていることが確認でき、ほかの転居時期の前後の期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の仕事に変更はなく、経済状況に特段の変化は認められないことから、途中の3か月と短期間である申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から46年3月まで

私は、昭和44年9月ごろ、私の経営する会社に市の担当者が来て、国民年金は強制加入であると説明されて、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、3回に渡り集金人が来たので、そのたびに6か月分ずつまとめて1回当たり3,000円弱を納付した。

その後、昭和45年10月ごろに、集金人が私の姓を誤った国民年金手帳を届けに来たので、そのことを指摘すると、その者は全く来なくなり、手帳の姓は誤ったままとされた。

申立期間が未加入とされ保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ18か月と比較的短期間である。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人に対して昭和45年9月11日に発行された国民年金手帳の双方には、申立人の姓が誤って記載されている上、当該手帳が発行された時点で、申立人は既に厚生年金保険の受給資格を有していたにもかかわらず、当該手帳には、44年9月1日に強制加入と記載されていることが確認できることから、行政側の事務処理に不手際があったことが認められる。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していた市の被保険者名簿によれば、申立人は、昭和44年9月に国民年金被保険者資格を喪失させられ、国民年金手帳は亡失と記載されているが、当該資格喪失手続は、国民年金手帳記号番号払出簿から46年1月に行われたことが確認でき、亡失とされた国民年

金手帳は現に申立人が所持していること、及び納付済みの保険料が還付された形跡も見当たらないことから、申立人が承知しない間に、当該資格喪失の手続が行われたものと認められ、行政側の事務処理の誤りが重ねられたことは明白である。

加えて、申立人は、昭和 44 年 9 月に国民年金に強制加入した後、申立期間の保険料 18 か月分を 6 か月分ずつ 3 回に分けて納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市には集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、申立人が納付したとしている保険料額は、実際に納付した場合の金額におおむね一致していること、及び申立期間当時の記憶が具体的かつ鮮明であることを考え合わせると、申立人は、44 年 9 月に資格取得し、同年 10 月からの 18 か月の保険料を納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私の母親は、私が大学生であった期間の国民年金保険料をさかのぼり2回に分けて納付した。平成9年6月に7年5月から8年3月までの保険料を納付した後、9年12月に平成8年度分の保険料を銀行で納付したにもかかわらず、2回目に納付した申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の学生時代の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金に任意加入後、保険料を完納している上、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立人の母親が、申立期間を含む平成7年5月から9年3月までの国民年金保険料を、さかのぼり9年6月と同年12月の2回に分けて納付したと主張しているところ、申立人の保険料の納付記録によると、申立人は、確かに9年6月にその時点で納付可能な7年5月から8年3月までの保険料を一括して納付していることが確認でき、納付意欲の高かったその母親が、申立人が2回目に納付したとする9年12月に、残りの申立期間の保険料を納付したと考えても、特段不合理な点はみられない。

さらに、申立人の母親は、申立人の父親の冬のボーナスから申立期間の国民年金保険料を納付したと述べるなど、保険料の納付状況について鮮明に記憶している上、その父親の厚生年金保険における標準報酬月額は、その当時、最高等級とされていたことから、申立期間の保険料を納付するだけの資力は十分あったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 40 年 5 月に結婚してしばらくしてから、私の夫が国民年金の加入手続を行った。50 年ごろ、私は納付書を使用して夫婦二人分の国民年金保険料を 2 回に分割して郵便局で特例納付を行ったことを記憶していることから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年ごろ、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、この時期は第 2 回の特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立期間の 36 年 4 月 1 日からは強制加入期間であることから保険料納付が可能な期間であり、納付したと主張する保険料額も実際に特例納付した場合の金額におおむね一致している。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を 2 回に分割して特例納付を行ったと主張しているところ、申立期間直後の昭和 40 年 4 月から 43 年 3 月までの期間については第 2 回特例納付により保険料が納付されていることが確認できる上、特例納付は先に経過した月の保険料から納付するものとされていることから、申立期間の保険料が納付されていたものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間後は国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

加えて、申立期間のうち、昭和 37 年 5 月から 40 年 3 月までの期間については、申立人は厚生年金保険加入期間であり、脱退手当金を受給済みのため、申立人は国民年金の被保険者となり得ないことから、納付したと推認できる申立期間の国民年金保険料は還付の対象となるが、これが還付された事実は

認められず、申立期間の保険料が長期間国庫歳入金として扱われていたもの
と考えるのが相当である。その上、申立人が国民年金保険料を納付してから
既に 30 年以上経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受
給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられることから、厚生年金保険
の脱退手当金の受給済期間であることを理由として、保険料の特例納付を認
めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年
金保険料を納付していたものと認められる。

なお、申立期間から外れてはいるものの、昭和 40 年 4 月から 41 年 6 月ま
での期間は国民年金は納付済みとなっているところ、当該期間は脱退手当金
受給済みの期間であるが、その条件は上記の 37 年 5 月から 40 年 3 月までの
期間と同じであることから、当該期間については保険料の還付を行わず、納
付済期間のままとすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、夫と共に勤めを辞め、昭和 53 年 4 月に夫が独立開業した際、夫婦同時に国民年金に加入した。国民年金保険料については、夫と私の二人分の保険料を出入りの銀行員に依頼して納付していた。申立期間の保険料について、私のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から 60 年 3 月までの期間について、申立人は、58 年に新たに会社を設立し自営業を始めたことに伴い、58 年分から 60 年分までの確定申告書を保管しており、社会保険料控除欄に記入されている国民年金保険料額は、当時の保険料額と一致していることから、当該申告書のとおり保険料を納付していたものと考えられる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 57 年 12 月までの期間について、申立人からは、国民年金の加入手続や保険料額等に関する具体的な証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付して

いたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2949

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月

私は、昭和53年4月に会社を退職した後すぐに、区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、私が、自宅に来た集金人に、私と元夫の二人分の保険料を納付したはずである。

申立期間の元夫の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人及び申立人の元夫の二人分を一緒に納付したと主張しているところ、申立人が保険料を納付したとする申立人の元夫の申立期間の保険料は納付済みとされており、かつ、現年度納付されていることがその夫の特殊台帳により確認できる。

また、申立人の特殊台帳によると、申立期間直後の昭和53年5月の国民年金保険料は、現年度納付されていることが確認できる上、申立期間当時申立人が居住していた市では、保険料の収納は2か月ごとであったことが確認できることから、申立期間1か月のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私は、大学時代の国民年金保険料について、毎年、免除申請を行っていた。申立期間についても、役所からハガキが送付されて来たので、免除の申請を希望する旨を書いて返送した。私は、申立期間が、申請免除期間とされず、未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学時代の国民年金保険料について、毎年、免除申請を行っており、申立期間についても、役所から送付されたハガキにより免除申請の手続を行ったと主張しているところ、申立人は、申請書に必要事項を記入した際の状況や、その後、転居先の役所でも免除申請の手続が適切になされているか確認したことについて、具体的かつ鮮明に記憶しており、申立内容に特段不合理な点はみられない。

また、申立人は、大学在学中の4年間のうち、申立期間を除く3年間はすべて申請免除期間とされている上、申立期間の前後を通じて申立人の経済状況に特段の変化は認められないことから、申立期間についても、申請免除に該当する期間であったことが推認でき、申立期間の保険料のみ免除申請されていなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間は1回、かつ12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から46年3月までの期間及び62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から46年3月まで
② 昭和62年3月

私は、昭和46年3月に会社を退職し、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、申立期間①が未納となっていたことが判明したため、過去にさかのぼって国民年金保険料を納付したと思う。

申立期間②については、昭和62年2月に会社を退職し、翌月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、毎月必ず保険料を集金人に納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は、21か月と比較的短期間である。

また、申立人は、昭和46年4月に国民年金の加入手続を行っていることが確認できることから、その時点で申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った際、過去に未納期間があることが分かったため、さかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の特殊台帳の摘要欄には、申立期間の保険料の納付書が送付されている旨の記載が見られることから、申立人は、当該期間の納付書を手入して保険料を納付することは可能であった。

加えて、申立期間①の国民年金の保険料額については、申立期間①直後の納付済みとなっている昭和46年4月以降の保険料額より過半の期間が安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとする

のは不自然である。

2 申立期間②は、1か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間②の保険料を集金人に納付したと主張しているところ、当時、申立人が居住していた市では、集金人が毎月戸別訪問して保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間②の保険料額については、申立期間②直後の納付済みとなっている昭和62年4月以降の保険料額より安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

3 申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間や保険料の口座振替制度を利用している期間もみられるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月
② 昭和52年6月から53年11月まで

私は、昭和50年5月7日に厚生年金保険適用事業所に就職したため、それまで加入していた国民年金の被保険者資格を喪失した。50年4月30日に納付した同年4月から6月までの3か月分の国民年金保険料は、厚生年金保険加入期間と重複していたとして、同年7月に還付済みとされているが、就職したのは5月7日であるので、4月分の国民年金保険料の還付は行政の誤りであるため、申立期間①が未加入とされていることに納得がいかない。

また、昭和52年6月から53年11月までの期間については、私が52年6月に厚生年金保険適用事業所を退職したため、父親が国民年金の再加入手続を行い、保険料を納付していたはずであり、申立期間②が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が保管する国民年金保険料の領収書から申立期間を含む昭和50年4月から6月までの保険料が納付されていたこと、及び社会保険庁の記録から申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は50年5月7日であることが確認でき、国民年金の強制加入被保険者期間であったものと認められることから、当該期間の保険料の還付は誤りであったことは明らかである。

また、社会保険事務所は、申立期間①の保険料が還付済みである旨の申立人への回答に当たっては、同事務所では還付を直接確認できる記録を保

有していないことから、当該期間が国民年金の未加入期間とされていたこと、及び申立人が保管していた領収書により納付されていた事実が認められることをもって還付済みであると判断したものと推認でき、行政側の記録管理に不備が認められる。

2 一方、申立期間②について、申立人は、退職に伴う厚生年金保険の被保険者資格の喪失後に、申立人の父親が国民年金の再加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人は退職直後の昭和 52 年 6 月から住所変更を行うことなく海外留学のため出国しており、申立期間と海外留学期間が一致していること、及び帰国した 53 年 12 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料の納付書兼領収書が手書きで臨時に発行されたものであることから判断すると、申立人の国民年金の再加入手続時期は、帰国後の 53 年 12 月と考えるのが自然であり、申立期間については国民年金に加入していなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間における国民年金加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続等を行っていたとする申立人の父親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私が20歳を過ぎて1年半ほど経ったところに、市役所から国民年金保険料を納付するように頻繁に催促があったので、その後は、アルバイトでお金を貯め、2年間市役所で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ24か月と比較的短期間である。

また、申立人は、20歳を過ぎて1年半ほど経ったところから頻繁に催促があったので、その後2年間の国民年金保険料を市役所で納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、市役所の窓口で保険料を収納していたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の妻は、「当時、夫（申立人）に対して、国民年金保険料の催促の連絡が頻繁にあったので、市役所に相談に行き、その後2年間は未納がないように保険料を納付していると聞いていた。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2954

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 58 年 9 月まで

私が 20 歳になった昭和 57 年に、母親が国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、母親が私と母親の分を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 17 か月と比較的短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が申立人の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の母親の申立期間の保険料は付加保険料を含めて納付済みとされている上、その母親は、「娘（申立人）が 20 歳になった昭和 57 年中に国民年金の加入手続を行い、娘（申立人）と私の保険料と一緒に市役所で納付していた。」旨明確に記憶し、その証言には信憑性^{びよう}があることから、国民年金の加入手続は 57 年中に行ったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、種別変更手続を適切に行っているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

私は、それまで勤務していた会社を退職した後、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その後、自宅近くの銀行や郵便局で郵送されてきた納付書により国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成4年3月の後に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているところ、申立人は、切替手続を行った際の状況について、鮮明に記憶している上、申立人は、その当時、体調が悪化したことから会社を退職し、次の仕事に復帰するまでしばらく時間を要するので、国民年金に再加入したと述べるなど、国民年金への加入動機も明確であり、申立内容に特段不合理な点はみられない。

また、申立人は、申立期間以外の会社退職後の未加入期間については、次の就職先が決まっており、短期間であることから、国民年金への切替手続は行わなかったと述べており、申立期間と明確に区別して記憶しているなど、申立内容には信憑性^{びよう}が認められる上、申立人が述べる保険料額は、実際に納付した場合の保険料額とほぼ一致している。

さらに、申立期間は1回、かつ12か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料を完納するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

昭和 56 年ごろ、私の妻が市役所で私と妻の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私の妻が、納付を忘れないように注意して夫婦二人分を納付書により金融機関で納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 6 月に払い出されていることが確認できることから、この時点で申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が納付書により夫婦二人分の保険料をまとめて金融機関で納付していたと主張しているところ、当時納付書により金融機関で過年度の保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立期間の国民年金の保険料月額については、申立期間直後の納付済みとなっている昭和 56 年 4 月以降の保険料月額よりも安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間も確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

昭和 56 年ごろ、私が市役所で私と夫の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が、納付を忘れないように注意して夫婦二人分を納付書により金融機関で納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 6 月に払い出されていることが確認できることから、この時点で申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が納付書により夫婦二人分の保険料をまとめて金融機関で納付していたと主張しているところ、当時納付書により金融機関で過年度の保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立期間の国民年金の保険料月額については、申立期間直後の納付済みとなっている昭和 56 年 4 月以降の保険料月額よりも安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間も確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、昭和43年4月ごろ、義母に勧められて区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、老後の小遣いが少しでも増えたらと思い、併せて付加保険料も納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の住所や夫の仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間前後の付加保険料は納付済みとなっていることから、申立期間についても同様に付加保険料を納付していたとするのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間を除いた国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間や納付日の分かる保険料についてはすべて納付期限内に納付していることが確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和24年11月4日に訂正し、標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年7月11日から同年11月4日まで

私は、夫の厚生年金保険の記録を見て申立期間の記録が欠落していることを知った。その後、A社に在籍証明書を発行してもらい、申立期間に同社に勤務していたことが分かった。厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の発行した在籍証明書及び人事記録により、申立人は申立期間を含む昭和22年9月29日から58年12月31日まで同社及び同社関連事業所に勤務しており、申立期間は、同社の関連事業所であるB社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、B社は昭和24年11月4日に厚生年金保険に新規適用されており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

一方、A社及びB社に照会したところ、申立人の申立期間の雇用形態についてA社は「昭和24年7月発令のB社勤務は、在籍出向。」と回答し、B社も「申立期間当時、B社での勤務は、A社からの在籍出向であったと思われるため、社会保険料は同社で納付していたはず。」と回答している

ことから、申立人は、申立期間に同社に在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年6月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるA社の資格喪失日が、同社の人事記録における同社からB社への異動の発令月と一致していることから、事業主が昭和24年7月11日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 1 日から 14 年 6 月 21 日まで
私の夫が勤務したA社から、給料として毎月 35 万円が振り込まれていたのに、この期間の標準報酬月額が 28 万円に変更されている。調査の上、正しい記録に戻してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41 万円と記録されていたが、申立人の資格喪失日（平成 14 年 6 月 21 日）の後の平成 16 年 10 月 20 日付けで、さかのぼって 28 万円に引き下げられているが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人名義の預金通帳及び銀行の取引明細書の写しから、申立人の申立期間について、A社から給与として毎月 35 万円が振り込まれていることが確認できるが、その金額は、当該訂正処理後の標準報酬月額（28 万円）を超えている。

さらに、申立人はA社の役員ではなかった上、当該処理日においてほかの事業所における厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社における申立人の資格取得日に係る記録を昭和37年10月1日に、資格喪失日に係る記録を38年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から38年3月15日ごろまで
A社に昭和37年9月25日前後に入社し、翌年の38年3月15日ごろまで勤務していたが、社会保険事務所で年金記録を調べてもらったところ、同社に係る被保険者記録が欠落している。入社した時に、同社の経理担当者が社会保険の手続に行くと言っていたことを記憶しているので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の証言並びにA社への入社経緯及び業務内容に関する申立人の詳細な記憶から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社の作業員である元同僚には、製品の製造、仕上げ、検査事務というように担当する作業は異なるものの、被保険者記録が存在する上、元同僚は、「入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と証言している。

さらに、A社では、一部の者については3交代制の勤務形態を取っていたことを勘案すると、申立人及び同僚達が証言する当時の同社の従業員数と社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿に記録されている被保険者数がおおむね一致していることから、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の記録から判断すると9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間の被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられず、また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和32年10月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年4月25日から32年10月10日まで
私は、昭和29年9月1日から32年10月9日までA社に勤務した。社会保険庁の記録では、30年4月から32年9月までの厚生年金保険被保険者記録が無いが、次の会社には、母親から勧められ、同年10月10日に入社しており、申立期間の記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B店に昭和29年9月1日から勤務したが、約半年後に同社C店に異動し、次の会社に転職するまで厚生年金保険料が給料から控除されていたと述べているところ、29年4月3日から31年4月3日まで同社に在籍した元上司は、「私が同社を退職するとき申立人は、同社に在籍していた。」と証言している。

また、昭和29年12月1日から34年1月18日まで在籍した他の上司は、「昭和32年ごろ、通常一人勤務のA社C店に申立人が勤務しているとき、申立人の休暇取得時に応援で同社C店に勤務した記憶がある。」と証言している。

さらに、申立人の夫は、申立人がA社に入社後、しばらくしてから人事異動で勤務する店が同社C店に変わったこと、及び同店在籍中に申立人の母から次の会社への転職の話があり、申立人がA社で昭和32年10月9日

まで継続勤務後、すぐに次の会社に入社したことを記憶している。

加えて、当時の上司は、A社では個人の都合による厚生年金保険からの脱退はありえず、従業員はすべて厚生年金保険に加入していたと証言しており、当該上司が同社C店に勤務していたとする従業員には、勤務した期間の厚生年金保険加入記録がある。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社における昭和30年3月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき2度にわたる被保険者報酬月額算定基礎届や申立てどおりの被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失日を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成5年2月1日から7年2月24日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月1日から7年2月24日まで
② 平成7年2月24日から9年12月1日まで
③ 平成10年9月1日から11年1月1日まで

夫は、A社に昭和59年1月から平成9年11月末まで継続して勤務していたが、このうち申立期間①は標準報酬月額が30万円のはずなのに15万円に訂正されており、申立期間②は勤務していたのに厚生年金保険被保険者の記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

また、B社には平成9年12月1日から10年12月末まで継続して勤務していたので、申立期間③も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、当初、30万円と記録されていたところ、A社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成7年2月24日)に15万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により申立期間に取締役であったことが確認できるが、事業主から経営を任されていた取締役は「未納保険料があったため私が社会保険事務所に相談に行き、代表取締役と協議し、役員報酬を下げる手続をした。」、「申立人は外回りの営業が主で会社

に出勤することはまれであったし、役員の標準報酬月額訂正に係る代表取締役との協議の場には参加していなかった。」旨の供述をしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①の標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間②については、A社は平成7年2月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間は適用事業所となっていない。

また、申立人は当該期間に国民健康保険に加入している上、申立人は国民年金に加入しているところ、その年金手帳記号番号は平成7年3月24日に払い出されている事が確認できる。

申立期間③については、B社の事業主から提出のあった給料台帳の写しにより、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか申立期間②及び③については、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準報酬月額は平成14年11月から16年8月までは32万円、また、標準賞与額は、15年7月11日は30万5,000円、同年12月12日は31万9,000円、16年7月9日は31万7,000円、同年12月15日は30万5,000円及び17年7月15日は32万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年11月1日から16年9月1日まで
② 平成15年7月11日
③ 平成15年12月12日
④ 平成16年7月9日
⑤ 平成16年12月15日
⑥ 平成17年7月15日

社会保険事務所に確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成14年11月から16年8月までの期間の標準報酬月額が給与支払明細書の金額と異なっている。

また、賞与のうち平成15年7月分、同年12月分、16年7月分、同年12月分及び17年7月分については、標準賞与額が給与支払明細書に記載されている金額と相違している。

いずれも正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持しているA社に係る平成14年11月

から 16 年 8 月までの給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料を基に算定すると標準報酬月額が 32 万円であることが確認できる。

申立期間②から⑥までについては、申立人が所持している賞与支払明細書に記載されている厚生年金保険料から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、申立期間①に係る給与支払明細書から、申立期間①については 32 万円、標準賞与額については、各申立期間に係る賞与支払明細書から、申立期間②については 30 万 5,000 円、申立期間③については 31 万 9,000 円、申立期間④については 31 万 7,000 円、申立期間⑤については 30 万 5,000 円、申立期間⑥については 32 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、「平成 14 年ごろから経営が厳しくなったため、退職一時金のための基金に社員の厚生年金保険料から一部払うことに決め、社員全員の月額変更届を実際の標準報酬月額より低い額で社会保険事務所に届け出た。標準賞与額についても同様である。」と供述していることから、給与支払明細書及び賞与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立てどおりの標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年4月6日から同年8月30日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年8月30日から同年9月1日までの期間については、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を、6年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立期間のうち、平成7年9月1日から8年12月16日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、7年9月から8年3月までは59万円、8年4月から同年9月までは56万円、8年10月及び同年11月は53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月6日から同年8月30日まで
② 平成6年8月30日から同年9月1日まで
③ 平成7年9月1日から8年12月16日まで

社会保険庁のオンライン記録によれば、A社における平成6年4月から同年7月までの標準報酬月額は8万円となっているが、当時の給与月額は約58万円であり、B社における7年9月から8年11月までの標準報酬月額は9万2,000円となっているが、7年4月27日付給与支給決定通知書によれば、58万1,800円との記載があるので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。また、私は、6年9月1日にA社からB社に転

籍しているので、資格喪失日についても訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年7月23日の後の同年9月3日付けで、さかのぼって8万円へ引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本並びに同社の代表取締役及び同僚の証言から、申立人が役員では無かったことが確認でき、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な訂正処理があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成6年9月1日にA社からB社に異動）、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成6年7月における、上記訂正前の社会保険事務所の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、平成7年9月から8年3月までは59万円、8年4月から同年9月までは56万円、8年10月及び同年11月は53万円と記録されていたところ、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月16日の後の同年12月24日付けで、さかのぼって、9万2,000円へ引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、B社の商業登記簿謄本並びに同社の代表取締役及び同僚の証言か

ら、申立人が役員では無かったことが確認でき、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な訂正処理があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である、平成7年9月から8年3月までは59万円、8年4月から同年9月までは56万円、8年10月及び同年11月は53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における申立期間の資格喪失日に係る記録を昭和33年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月31日から同年4月1日まで
社会保険庁の記録では、A社C支店の資格喪失日が昭和33年3月31日になっているが、実際は同年4月1日である。同社C支店から同社本社に異動した時期であり、空白無く勤務してきた。1か月抜けているのは会社の事務手続上のミスと思われるので当該申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社から提出された人事記録及び健康保険被保険者資格喪失届の写しから判断すると、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務し（昭和33年4月1日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和33年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出を誤ったことを認めており、また、事業主が保存していた申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において資格喪失日が昭和33年3月31日となっていることから、

事業主が同日を喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成6年4月から7年3月までは24万円、7年4月から8年2月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から8年3月31日まで

社会保険事務所から連絡があり、A社における標準報酬月額が平成6年4月から8年2月まで9万2,000円と記録されていることを知った。しかし、当時の給与額は54万円ぐらいで、そのうち厚生年金保険料は4万5,000円ぐらいの控除額であった。当時の社会保険手続は代表取締役が税理士の指導の下に行っていたので、このような減額訂正はしていないと思う。

また、社会保険事務所の職員が来て書類に記入させられたと聞いたことがある。今回、社会保険事務所から連絡があり驚いたが、給与額が変更された記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者資格記録においては、当初、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は平成6年4月から7年3月までは24万円、7年4月から8年2月までは53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成8年3月31日)より後の同年4月2日にさかのぼって9万2,000円に訂正されていることが確認できる上、申立人のほか4名についても、同日に、6年4月1日までさかのぼって標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業登記簿謄本から申立人がA社の取締役であったことが確認で

きるが、複数の取締役から、「申立人は申立期間当時、支店であったB市の店に勤務しており、社会保険手続に関してはC区の本店で事業主が行っていた。当該訂正処理については、社会保険事務所の職員が同社に来た際に手続がなされたのだと思う。」と供述していることから、申立人が当該減額訂正にかかわっていたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た平成6年4月から7年3月までは24万円、7年4月から8年2月までは53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格取得日に係る記録を昭和23年12月20日に訂正し、標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年12月20日から24年1月16日まで
社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。私は、A社（現在は、C社）で昭和19年10月に厚生年金保険に加入し、51年1月に同社を退職するまで被保険者であったはずである。欠落期間があるのは納得できない。申立期間について記録訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された社員名簿及び申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間に継続してA社に勤務し（同社本社から同社B所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和23年12月20日に転勤辞令を受け、引越等を行った後、24年1月に転勤したとしていること、及びA社社員名簿により、24年1月1日に同社B所に在籍していたことが確認できることから、23年12月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年1月の社会保険事務所の記録から、8,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、

周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成11年4月12日に訂正し、標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月12日から同年5月1日まで
社会保険庁の記録では、私のA社での記録が、平成11年5月1日からとなっているが、同年4月12日に入社しており、同年7月10日の支払給与で4月からの合計3か月分の厚生年金保険料を控除されているので、資格取得日が同年5月1日であるのはおかしい。給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する給与明細書並びに当時の給与及び社会保険担当の取締役の証言により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保有する給与明細書から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格取得日について、平成11年4月12日に届け出るべきところを、同年5月1日として届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、A社の事業主は、申立人が昭和25年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月15日に資格を喪失した旨の届出を、C社の事業主は、申立人が29年2月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年3月14日に資格を喪失した旨の届出を、D事務所の事業主は、申立人が31年12月18日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を、それぞれ社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和25年2月から同年10月までの期間は5,000円、29年2月は8,000円、31年2月から同年9月までの期間は1万4,000円、31年10月及び同年11月は1万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年2月から同年11月まで
② 昭和28年6月から同年12月まで
③ 昭和29年2月から同年3月まで
④ 昭和31年2月から同年12月まで

老齢年金裁定請求時には分からなかったが、ねんきん特別便を確認してみたところ、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社、申立期間④はD事務所に勤務していたにもかかわらずこれらの4つの事業所が記載されていなかった。

申立てをしたすべての事業所の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の保管するA社に係る被保険者名簿から、申立人と同姓同名、かつ、同一の生年月日の者が昭和25年2月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、同年11月15日に資格を喪失した旨の基礎年金番号に未統合の記録が確認された。

申立期間③について、社会保険事務所の保管するC社に係る被保険者名簿から、申立人と同姓同名、かつ、同一の生年月日の者が昭和29年2月20日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、同年3月14日に資格を喪失した旨の基礎年金番号に未統合の記録が確認された。

申立期間④について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のD事務所における被保険者資格取得日は昭和31年1月26日、資格喪失日は同年2月1日と記録されている。しかしながら社会保険事務所の保管するD事務所に係る被保険者名簿は2冊保管されているところ、そのうちの1冊には上記の記録どおりの記載がされているものの、別の1冊については、資格喪失年月日の記載が無い上、同年10月に標準報酬月額算定の記載が確認でき、当該算定の記録を前提にすると、事業主が申立人の資格喪失日を31年2月1日として届出を行ったとは考え難い。

一方、基礎年金番号と未統合となっている被保険者記録の中に、申立人と同姓同名であり、生年月日が1日相違する者が、昭和31年1月26日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し同年12月18日に資格を喪失した旨の基礎年金番号に未統合の記録が確認され、これらの事情から当該記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①に係るA社の事業主は、申立人が昭和25年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月15日に資格を喪失した旨の届出を、申立期間③に係るC社の事業主は、申立人が29年2月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年3月14日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を、申立期間④に係るD事務所の事業主は、申立人が31年12月18日に資格を喪失した旨の届出を、それぞれ社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、標準報酬月額に関しては、上記の被保険者名簿及びオンライン記録から、昭和25年2月から同年10月までは5,000円、29年2月は8,000円、31年2月から同年9月までは1万4,000円、31年10月及び同年11月は1万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、B社は昭和30年11月20日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が同僚であったとする者は、連絡先が判明せず、申立人のB社における勤務実態及び保険料の控除に係る供述を得ることができない。

さらに、事業主の連絡先は判明せず、申立人も保険料控除がされていたことを確認できる資料等はない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和44年4月13日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、46年2月11日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に對し行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を44年4月13日に、資格喪失日に係る記録を46年2月11日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年4月から45年9月までは3万3,000円、45年10月から46年1月までは4万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月13日から46年2月11日まで
私は、昭和43年11月にA社を一度退職した後、当時の同社の厚生課長に要請されて再入社し、本店ほか3店でウエイトレスとして勤務した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人が昭和44年4月13日に資格を取得し、46年2月11日に資格を喪失していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名、同一生年月日であり申立期間と一致する未統合の記録が確認できることから、同社の事業主は、申立人が同社において昭和44年4月13日に被保険者資格を取得し、46年2月11日資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和44年4月から45年9月までは3万3,000円、45年10月から46年1月までは4万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年3月1日から同年7月31日までの期間に係る標準報酬月額が30万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年4月8日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年7月から8年3月までの標準報酬月額については、7年7月から同年9月までを30万円、7年10月から8年3月までを41万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成6年7月1日から7年7月31日まで
② 平成7年7月31日から8年4月8日まで

私は平成2年5月からA社に勤め、7年6月ごろから同年暮れごろまではB県の同社営業所においてC販売の営業の仕事をしていた。その後8年のゴールデンウィーク中に会社が倒産するまでは、D地に戻り勤務していた。

社会保険事務所から連絡を受けて初めて、平成6年7月から標準報酬月額がさかのぼって訂正されていること、及び7年7月31日からの記録が無いことを知った。

平成8年4月分の給料は受け取っていないが、それ以前は厚生年金保険料を控除されており、給料は60万円ぐらいであり途中で減額された覚えも無く、厚生年金保険を適用しなくなるというような説明を受けた記憶も無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成7年3月1日から同年7月31日までの期間に

ついて、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(7年11月8日、以下、「全喪日」という。)の後の8年4月8日付けで、さかのぼって30万円から20万円に引き下げられている上、申立人と同様に同僚4名の標準報酬月額もさかのぼって引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は商業登記簿謄本により、申立期間においてA社の取締役であったことが確認できるが、事業主及び複数の同僚が、「申立人は管理職ではあったが、経営や社会保険の事務等には携わらなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の平成7年3月から同年6月までの標準報酬月額を20万円から30万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人の主張及び同僚の証言から判断すると、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人及び同僚17名は平成7年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるが、いずれも同年10月に随時改定又は定時決定の届出が行われていることが社会保険庁の記録から確認できる上、当該随時改定及び定時決定の取消の随時改定及び定時決定の手続きは、A社の全喪日(7年11月8日)の後の8年4月8日付けで、さかのぼって行われていることが確認でき、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と異なる処理が行われたことが認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が平成7年7月31日に資格喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当該喪失処理が行われた8年4月8日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成7年7月から同年9月までを30万円、7年10月から8年3月までを41万円とすることが必要である。

一方、申立人は、申立期間①及び②のいずれの期間についても、「給料は60万円ぐらいであり減額されることはなかったので社会保険庁における標準報酬月額は低額である。」と主張している。

しかし、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、随時改定手続により平成6年7月1日から標準報酬月額が

53 万円から 30 万円に引き下げられていることが確認でき、さかのぼった訂正等の不自然な点は見られない。

また、同様の手続を行われている役員のうち 2 名は、自身の記録について標準報酬月額が平成 6 年 7 月から大きく下げられていることについて「特に不自然とは思わない。」旨の回答をしている。

このほか、事業主により申立人の主張どおりの保険料控除が行われた証拠は無く、申立人の主張する保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和41年8月1日から同年9月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月20日から41年9月25日まで

私は、昭和39年に中学を卒業し、定時制高校に通いながら働いていたため、通学可能な就業時間、場所という制約の中で勤め先をいくつか変えたが、勤務先に関しては定時制高校の指導・紹介の下、社会保険適用の会社を選択し、間が空かないようにしていた。申立期間にはA社に勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

なお、申立期間後のB社については記憶に無いが、A社が名称変更になったものだと思う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和41年8月1日から同年9月25日までの期間について、申立人はB社が適用事業所になる前の事業所名（A社）を記憶しており、勤務地及び業務内容等も具体的に記憶していることから、B社が適用事業所となった同年8月1日以前から継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の業務をしていた同僚は、B社が適用事業所となった昭和41年8月1日に被保険者資格を取得している。

さらに、当該同僚が、昭和41年8月1日より前からB社に勤務して

いたとする複数の同僚も同社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のB社における昭和41年9月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社が既に解散しており、当時の事業主とも連絡が取れないため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち昭和40年9月20日から41年8月1日までの期間について、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無く、名称変更後のB社は、41年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが認められる。

また、申立期間当時、B社に勤務していた従業員は「A社はB社に名称変更になった。また、在職中に事業主から厚生年金保険に加入することになったとの説明を受けた。」と供述しており、その従業員はB社で昭和41年8月1日に被保険者資格を取得している。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち昭和29年3月1日から同年4月16日までについて、事業主は、申立人が昭和29年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年4月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

また、申立期間のうち昭和31年10月1日から同年12月26日までについて事業主は、申立人が昭和31年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月1日から同年4月16日まで
② 昭和29年5月1日から30年3月1日まで
③ 昭和31年4月1日から同年10月1日まで
④ 昭和31年10月1日から同年12月26日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答をもらったが、申立期間①については工場の工員として、申立期間②、③及び④については現場作業の工員として、勤務をしていた。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の者が昭和29年3月1日に被保険者資格を取得し、同年4月16日に資格喪失していることが確認できる。

また申立期間④について、社会保険庁が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の者が昭和31年10月1日に被保険者資格を取得し、同年12月26日に資格喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①及び④の事業主は、申立てどおりの厚生年金保険被保険者の資格の取得及び資格の喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し、行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年3月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和31年10月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、申立人は見習工としてC社に入社し、作業現場であるD社のE所に勤務していたとしているが、C社は厚生年金保険の適用事業所として記録が確認できない上、管轄法務局では、同社と事業目的を同じくする同商号の法人登記がなされた記録は確認できないとしている。

また、申立期間③については、申立人は作業現場での業務以外、当該事業所についての記憶があいまいである上、社会保険庁の記録では申立人が同僚としている者は、当該期間について、厚生年金保険被保険者期間となっていない。

さらに、申立人の同僚は既に死亡しており、照会を行うことができず、加えて、厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係るA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成13年6月22日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月31日から13年6月22日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、社会保険事務所の記録では、A社における被保険者期間が1か月しかなかった。同社には平成12年5月1日から13年6月21日まで勤務していたので、当該期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及びA社に係る雇用保険の加入記録から、申立人の申立期間に係る同社での勤務実態が確認できる。

他方、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の被保険者資格の喪失日を平成12年5月31日とする手続は、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成14年1月31日）の後の16年12月24日にさかのぼって処理が行われているが、社会保険事務所がこのような資格喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る処理は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成13年6月22日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の資格喪失時の社会保険庁のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 30 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、32 年 4 月 10 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を 30 年 4 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 32 年 4 月 10 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 4 月 10 日まで

私は、昭和 29 年 7 月 1 日から 37 年 1 月 10 日まで A 社に継続して勤務していたが厚生年金保険の記録が 30 年 4 月 1 日から 32 年 4 月 10 日まで空白となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、A 社保管の人事記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A 社保管の失業保険被保険者転入届受理通知書から申立人が昭和 32 年 4 月 10 日に同社 B 工場から同社本社に転勤していたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一の厚生年金保険被保険者番号で昭和 30 年 4 月 1 日に資格取得し、32 年 4 月 10 日に資格喪失している記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が A 社 B 工場において昭和 30 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、32 年 4 月 10 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行

ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 5 月ごろから内縁の夫と同居しており、その夫が、その当時、区役所で私の国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料についても、その夫が納付していたと思うが、具体的な納付方法などについては聞いたことがない。私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の内縁の夫が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は直接関与していない上、その夫からも証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間当時から、現在所持している国民年金手帳以外に国民年金手帳を所持したことがないと述べているところ、その手帳には、氏名や国民年金手帳記号番号などの記載が無いものの、その様式により、昭和 61 年 4 月以降に発行されたものと推認できることから、内縁の夫が国民年金の加入手続を行ったとする 58 年 5 月ごろに、その手帳が発行されたとは考えにくい。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 42 年 3 月までの期間、43 年 7 月から 46 年 6 月までの期間及び 47 年 1 月から 48 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 43 年 7 月から 46 年 6 月まで
③ 昭和 47 年 1 月から 48 年 1 月まで

私は、昭和 40 年の長男誕生の際、国民健康保険証が必要となり、管轄の市役所で国民健康保険加入と同時に国民年金に加入した。48 年 2 月の厚生年金保険適用会社への入社以前の国民年金保険料については、私又は元妻が集金又は現金を持参する方法で納付した。申立期間が未納になっていることに納得がいかない。また、申請免除とされている期間及び未加入とされている期間についても、保険料を納付していたはずであるので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①、②及び③について、申立期間当時の国民年金の具体的加入手続や保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、国民年金加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したこともあるとしている申立人の元妻については、20 歳以降においては、申請免除期間を含め、申立人と同様の記録となっていることが確認できる。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、新たな証言や証拠を得ることができず、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間①について、申立人とその元妻の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日である昭和 42 年 7 月前後に行われたものと推認されることから、その時点では、申立期間①の一部については時効により保険料を納付することかできない上、さかのぼって納付した形跡も見当たらないことから、申立人は、加入手続をした時点で年度当初の 42 年 4 月分の保険料から納付を始めたと考えるのが自然である。

また、申立期間当時、申立人は同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立期間②のうち昭和 45 年 4 月から 46 年 6 月までの期間及び申立期間③の未加入の期間は、当初、45 年 4 月から 48 年 1 月まで連続して未加入であったものが、46 年 7 月から同年 12 月までの厚生年金保険の記録が後になって追加されたことにより分割されたものであるが、各期間について、申立人は、住居の移転に伴った国民年金の異動手続の記憶が不明確であることや、納付した具体的状況についても記憶がないことなどから、申立人が保険料を納付したとする確かな心証は得ることができなかった。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から同年 6 月までの期間、46 年 2 月から同年 3 月までの期間、46 年 7 月から 61 年 6 月までの期間、62 年 4 月から同年 7 月までの期間、平成 2 年 9 月から 6 年 4 月までの期間及び 9 年 7 月から 12 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月から同年 6 月まで
② 昭和 46 年 2 月から同年 3 月まで
③ 昭和 46 年 7 月から 61 年 6 月まで
④ 昭和 62 年 4 月から同年 7 月まで
⑤ 平成 2 年 9 月から 6 年 4 月まで
⑥ 平成 9 年 7 月から 12 年 8 月まで

私は、昭和 43 年 5 月に会社を退職後、すぐに国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の金額、年金手帳の色、納付書が送付されたかなどについての具体的な記憶はないが、その後も会社を辞めた都度、国民年金の加入手続を行い、区役所で保険料を納付してきた。

いずれの申立期間についても、保険料を未納のないように納付してきたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について、申立人は、厚生年金保険の適用事業所を辞めた都度、国民年金の加入手続を行い、区役所で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、年金手帳は手元に無いとしている上、申立人に申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等について聴取しても、記憶は定かではないとして明確な回答が得られないことから、申立期間当時における国民年金の具体的な加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は6回で合計 270 か月に及び、これだけの回数の長期間に渡る事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることも考え難い。

さらに、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その妻の 20 歳以降における申立期間については、申立人と同様に未納又は未加入となっている。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間①、②及び③について、申立人は、会社を退職した直後の昭和 43 年 5 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 51 年 11 月に夫婦連番で払い出されており、加入手続時期は、両人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、51 年 9 月ごろと推認されることから、申立期間①及び②並びに③のうちの 46 年 7 月から 49 年 6 月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立期間③について、申立人は、会社を退職した都度、直ちに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、前述のとおり申立人が加入手続を行ったのは昭和 51 年 9 月ごろであり、会社を退職後 5 年以上経過していることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間①、②及び③のうち、昭和 46 年 7 月から 49 年 6 月までの期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

- 3 申立期間④、⑤及び⑥については、平成 19 年 5 月に記録が追加されたことにより当初、未加入とされていたが、未納となったことが確認でき、申立期間当時においては、未加入期間とされていたことから、申立人は国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

私は、20歳の時は学生だったので、父親が毎年国民年金の免除申請手続きを行った。平成13年4月に私が就職するまでは、父親が免除申請手続きを行っていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父親が免除申請手続きを行ったと主張しているところ、申立人は、免除申請手続きに直接関与しておらず、申立人の免除申請手続きを行ったとする申立人の父親は、免除申請手続きを行った時期や免除に係る承認通知書の記憶が不明確であることから、申立期間当時の免除申請手続きの状況が不明である。

また、申立期間当時の申立人の父親の標準報酬月額は、最高等級であったことが確認できることなどから、当時、申立人の免除申請が認められたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から47年3月までの期間及び49年1月から50年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から47年3月まで
② 昭和49年1月から50年2月まで

私は、申立期間①当時、父親が経営する会社で働いていた。昭和42年8月に、父親が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料も父親が納付していたはずである。私の二人の姉も父親が国民年金の加入手続を行い、父親の会社で働いていた間の保険料は、父親が納付していた。姉二人の保険料は納付済みであるのに、私の申立期間①の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

昭和49年に結婚した後の国民年金保険料は、私がずっと納付しており、資格喪失の手続をした記憶もないにもかかわらず、申立期間②が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金の資格取得時期が昭和42年8月であることから、この時期に申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付したとしているが、この資格取得時期は加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日までさかのぼることから、加入手続時期及び保険料納付の始期を特定するものではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続は、昭和47年4月ごろに行われたと推認でき、その時点では、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその父親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間②について、申立人は、昭和49年1月の結婚当時、国民年金の資格喪失手続を行った記憶はないと主張しているが、一方で、任意加入手続も行った記憶はないとしているところ、申立人が所持する再交付の国民年金手帳の発行時期は、50年3月とされており、その手帳には、49年1月に資格を喪失した後、50年3月に再び資格を取得している旨の記載があることが確認できることから、申立期間②は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

その上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 60 年 9 月まで

私は、昭和 55 年 4 月に会社を退職後、元夫と靴店を開店した際に、市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、元夫が夫婦二人分の保険料を金融機関で納付しており、一緒に納付していた元夫が納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和 55 年 4 月に夫婦二人で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、元夫が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の元夫は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の加入者の資格取得日から、昭和 61 年 4 月以降と推認できるが、その時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、過年度納付等により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの期間及び59年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年3月まで
② 昭和59年2月から61年3月まで

私は、昭和52年3月に退職してすぐに、町役場で、国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料は、私が郵便局へ行き、納付書で納付していたはずである。結婚後も国民年金に任意加入し、保険料をずっと納付しており、途中で国民年金の加入をやめた記憶はない。申立期間の保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和52年3月に退職してすぐに、町役場で、国民年金の加入手続を行ったと思うと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人は、53年4月ごろに加入手続を行ったものと推認できる上、申立人が所持する年金手帳にも、申立人が初めて被保険者となった日は、53年4月1日と記載されていることから、申立期間①は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することはできない期間であり、申立人は、申立期間①から国民年金の加入手続を行ったと推認できる時期を通じて同一町内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、昭和59年2月に国民年金の資格喪失手続を行った記憶はないと主張しているが、一方で、その時期に転居した際、国民年金の住所変更手続を行った記憶もないとしているところ、申立人

が所持する年金手帳、申立人の特殊台帳及び申立人が申立期間②当時居住していた市が保管する被保険者名簿により、申立人は、59年2月に資格を喪失した後、61年4月に再び資格を取得していることが確認できることから、申立期間②は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から42年3月まで

私は、昭和40年1月ごろに親に勧められて国民年金に加入した。加入手続は、集金人が親の国民年金保険料を集金に来た時に自宅で行った。私の保険料は、私の収入の中から出して親たちと一緒に納付してきており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年1月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳が発行されたのは、42年10月であることが確認できることから、その時点において申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は申立期間から継続して同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、上記国民年金被保険者名簿及び申立人が申立期間当時居住していた地域を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると申立人の国民年金手帳記号番号は、未加入者を対象に行われていた職権適用分の番号として払い出されていたことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 62 年 9 月まで

私が 22 歳になった昭和 57 年に、父親が市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後に、父親が 20 歳までの未納期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付し、その後の保険料についても父親が納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年に申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 8 月に払い出されており、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から同年 11 月以降であることが確認できる上、申立人は、昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの期間について、同年 11 月以降に、毎月過年度納付により国民年金保険料を納付していることから、その時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、国民年金制度が始まる少しくらい前に、当時住んでいた住所地の区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、毎月、男性やたまたま女性の方が集金に来ていたことを憶えている。保険料の月額は 170 円くらいであったと思う。生活が大変な時にも払わなければならないものについてはきちんと払ってきており、申立期間が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が始まる少しくらい前に、当時住んでいた住所地の区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 10 月に、当時、未加入者を対象に行われていた職権適用分の番号として払い出されていたことが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を毎月、集金人に納付してきたと主張しているが、申立人の納付したとする金額についての記憶が定かではなく、申立期間の当初には、申立人が居住していた地域には集金人制度が存在していなかったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月から同年6月まで

私の母親は、私が20歳の時、私の国民年金の加入手続きを行い、平成16年3月までは学生特例免除を申請した。その後、私は、同年4月に就職したものの、同年4月から同年7月までの期間は、見習期間のために厚生年金保険に加入できないことが分かった。そのため、母親は、毎月、翌月末までの納付期限に間に合うように、銀行又はコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年に国民年金に加入していることから、9年1月に基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されていない記録（未統合記録）が生ずる可能性は極めて低いほか、14年4月に保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、申立人に誤った納付書の発行、記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考え難い。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 54 年 3 月まで

私は、勤務先の会社を退職したため、昭和 50 年 3 月ごろ、国民年金の加入手続を行った。その後、市役所から送られてきた納付書により国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した時期、納付場所及び保険料額などについての記憶が無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人は、昭和 50 年 3 月ごろに国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、54 年 3 月に夫婦連番で払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人の夫からも証言を得ることができず、申立人の夫も申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2971

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 1 月に会社を退職した後に、自宅近くの市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を市役所内にある銀行又は市内の銀行で納付書で納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 1 月に会社を退職した後に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、61 年 5 月ごろであることが確認でき、その時点において、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、同一市内に継続して居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入した当時に受領した国民年金手帳は、現在所持している手帳 1 冊のみであるとしているところ、その手帳に記載されている国民年金手帳記号番号も、昭和 61 年 5 月ごろに払い出されたものであることが確認できる。

さらに、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳に、国民年金の資格取得日が昭和 58 年 1 月 1 日と記載されていることから、この時期に加入手続を行い保険料の納付を行っていたと主張しているが、資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡^{そきゆう}及することから、加入手続及び保険料納付の開始時期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 2 月 * 日に婚姻届を提出するために妻と二人で市役所の支所を訪れた際に、妻の年金手帳の氏名変更を行ったところ、私も国民年金に加入するよう窓口の担当者に勧められ、国民年金に加入することにした。加入手続の際に、さかのぼって過去の国民年金保険料をまとめて納付できると聞いて、20 歳以降の約 4 年間分の保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

また、加入手続以降の国民年金保険料については、同居の両親が集金人に家族 4 人分をまとめて納付していた。一緒に納付していた両親及び妻の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 2 月に国民年金の加入手続を行った際に発行された国民年金手帳を所持しているとしているところ、その国民年金手帳記号番号は 54 年 3 月に払い出されていることが確認でき、申立人は当該国民年金手帳を受け取る以前に別の国民年金手帳を受け取ったことはないとしている上、同一市内に居住していた申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、50 年 2 月に国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

また、申立人の国民年金加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から昭和 53 年 12 月 11 日前後と推認され、この時点で同年 4 月からの保険料額を一括して支払うと申立人が一括納付したとする約 3 万円に近いことから、申立人は同年

12月に国民年金の加入手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が加入手続を行った時点は第3回特例納付の実施期間内ではあるものの、申立人が一括で納付したと主張する3万円程度の金額は未納期間における1年間の保険料にも満たず、申立内容と一致しないことから、この時点で特例納付を行ったとは考え難い。

加えて、加入手続以降において、申立人は、その両親が申立人の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、その父親は既に他界しており、母親は高齢のため証言を得ることもできないことから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月から平成3年3月まで
私が20歳になった時に、父親が国民年金の加入手続を区役所で行った。加入手続後は、自宅に徴収員が来るようになったので、母親が徴収員に国民年金保険料を納付し、母親が勤め始めてからは口座振替で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、申立人の母親が納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の父親は、国民年金の加入手続の記憶が不明確である上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間当時の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年7月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人及びその母親は、過年度納付等により申立期間の保険料をまとめて納付した記憶はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から同年9月までの期間及び12年4月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月から同年9月まで
② 平成12年4月から13年3月まで

私は、20歳の時に国民年金に加入し、最初の1年分の国民年金保険料は父親が納付したが、その後は自分のアルバイトの給料から毎月郵便局で納付していた。

また、平成12年4月以降も学生納付特例の申請をした覚えはなく、納付書により毎月郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納又は学生納付特例期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、当初、申立人の父親が納付していたと主張していたが、その後、申立人自身が毎月郵便局で納付していたと申立内容が変遷している上、申立人の記録では、申立期間①前の平成9年度及び10年度の保険料について、平成11年3月及び同年4月にまとめて納付されていることが確認でき、申立内容と一致しない。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間①について、申立人の記録では、申立期間①直後の平成11年10月から12年3月までの国民年金保険料について、13年10月26日に納付書が発行され、同年11月から14年2月までの間に過年度納付により納付されていることが確認でき、その時点では申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間②について、申立人は、当時、学生納付特例の申請手続を行った記憶はないと主張しているが、申立人の記録では、平成 12 年 5 月 30 日に学生納付特例の申請が行われている上、申立人の所持する年金手帳は、同年 6 月 1 日に再交付されたものであることが確認できることから、当時、学生納付特例の申請手続等を行っていたものとするのが合理的である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするとはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 53 年 3 月まで

昭和 50 年 5 月ごろ、私の母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を町内会の集金制度で納付したはずである。

年金手帳の被保険者となった日が、母親が言っている加入手続を行った日と一致しているので、その時から納付しているとずっと信じていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和 50 年 5 月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を町内会の集金人に納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、その母親は、高齢のため当時の状況を確認することができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 50 年*月*日が国民年金の資格取得日であることから、同日に母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は当時、国民年金の強制加入被保険者であることから、資格取得年月日と加入手続日は必ず一致するものではない上、申立人の国民年金手帳記号番号は、53 年 7 月に払い出されており、その時点では、申立期間のうち、50 年 5 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料は、第 3 回特例納付によらねば時効により納付することができない期間であるとともに、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、母親が申立期間の国民年金保険料を町内会の集金人に納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、さかのぼって納付が可能な昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間について

は、特例及び過年度保険料となることから集金人に納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2976

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年9月まで

私は、勤務先の会社を退職した後、学生時代の友人と年金のことを話し、国民年金に加入しようと思った。その後、私の母親が、市役所の出張所で私の国民年金の加入手続きを行い、加入当初の国民年金保険料を納付してくれた。加入後は、母親又は私が、3か月ごとに銀行で保険料を納付していた。

私は、申立期間が未加入期間及び保険料の未納期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月の会社退職後に、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、加入当初の保険料納付を行ったと主張しているが、その母親は既に他界しており、申立人の国民年金の加入状況等は不明確である上、申立人の国民年金の加入手続き時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得時期から、51年10月ごろと推認できる。

また、申立人は、国民年金に加入後、母親又は申立人自身が、3か月ごとに銀行で納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していた市では、昭和50年4月以前は、金融機関で納付書により保険料を納付することができなかったことが確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 1 月 28 日から 28 年 12 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、A社B支店に勤務していた厚生年金保険の加入記録が昭和 25 年 5 月 10 日から 27 年 1 月 28 日までとなっている。しかし、実際には、28 年 12 月 31 日まで継続して勤務したので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 28 年 12 月 31 日までA社B支店に勤務していたと述べている。

しかしながら、A社に保管されている辞令簿によると、申立人の退社日は昭和 26 年 12 月 31 日であることが確認でき、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている申立人の被保険者資格喪失日（27 年 1 月 28 日）とおおむね一致している。

また、申立期間にA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得した者2名に聴取したところ、申立人を記憶しておらず、申立人の同社B支店における在籍を確認できる証言を得ることができない。

さらに、申立人はA社を退職後、すぐにC社に入社した旨を述べているところ、同社に申立人より少し後に入社したとする同僚は、自身は昭和 27 年 8 月ごろに同社に入社したと供述している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料も所持しておらず、事業主も、辞令簿以外の資料は保管してはいないとしていることから、申立人の申立期間のA社における勤務実態、厚生年金保険の適用及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことについて、確認することはでき

ない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年1月28日まで
私が以前経営していたA社における平成7年11月からの標準報酬月額が9年1月31日付けでさかのぼって59万円から9万2,000円に下がっている。9年当時、同社で約100万円の社会保険料の滞納があり、B社会保険事務所の求めにより社印等を提出したが、職員より詳しい説明は受けていない。会社の滞納部分を個人年金の積立分より、充当したものと理解しており、標準報酬月額の改ざんが行われたとは認識していない。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、商業登記簿謄本及び社会保険庁のオンライン記録により認められる。

また、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成7年11月から9年12月までは59万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（9年1月28日）の後の同年1月31日付けで、さかのぼって9万2,000円に訂正されていることが、社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は、「当時、社会保険事務所の職員から、会社として100万円強の社会保険料の滞納があり、支払いを求められた。その時、事務処理のために社印等の提出を求められ、提出した後、社会保険事務所において、事務処理がされ、内容についての説明は受けていない。」と述べており、代表取締役として申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 8 月 1 日まで
社会保険庁の記録を調べたら、A社B事業所での標準報酬月額が、昭和 56 年 10 月から 57 年 7 月まで、従来と比べて減額になっていた。理由が分からないので、調査して従来標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、標準報酬月額が申立期間前の昭和 55 年 8 月から 56 年 9 月までは 22 万円、申立期間は、13 万 4,000 円となっていることが確認できる。

このことについて事業主に照会したところ、当時の賃金台帳、勤怠に関する資料は保存されておらず確認はできないとしながらも、標準報酬月額が変動する場合として各手当が増減された場合、定時決定に影響を及ぼした可能性が考えられるとしている。

また、申立人は、当時製造現場に勤務している時であり、申立期間前は体調が思わしくなく、所定内労働のみで休日出勤や残業は行わなかったと述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から平成 4 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 58 年 7 月から平成 11 年 5 月 21 日まで A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では昭和 58 年 7 月から平成 4 年 7 月 1 日までの 108 か月が欠落している。この期間も勤務していることは間違いないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和 63 年 7 月 27 日に同社における被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、63 年 7 月 27 日から平成 11 年 5 月 20 日まで勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社が加入していた B 厚生年金基金の記録によると、申立人の同基金の加入日は、厚生年金保険と同日の平成 4 年 7 月 1 日であることが確認できる。

また、A 社の労務及び社会保険の元担当者は「面接時、勤務日数又は勤務時間を多く希望する者は、勤務態度をみた上で正社員にし、厚生年金保険に加入させた。また、勤務時間又は勤務日数が社会保険適用の条件に該当する者には正社員への声かけをしていた。しかし、臨時社員でいることを希望する者もいた。」と述べているところ、元同僚は「厚生年金保険加入については個人の都合で決めていた。」と証言し、また、申立人と厚生年金保険の資格取得日が同日である元社員も「当初はアルバイトで入社したが、入社 3 年目ごろ上司から正社員への声かけがあった。」と証言していることから、同社は、従業員ごとに、厚生年金保険の資格取得について異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、申立期間のうち、昭和 59 年 6 月 1 日から 61 年 1 月 15 日の期間については、社会保険庁のオンライン記録及び雇用保険の加入記録により、申立人はC社に勤務していたことが確認できることから、申立人は、59 年 6 月 1 日から 61 年 1 月 15 日までの期間、同社に勤務していたものと判断できる。

加えて、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から 59 年 6 月 1 日までの期間及び 61 年 1 月 15 日から 63 年 7 月 27 日までの期間について、A社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料及び証言は得られない。

また、A社は平成 11 年 9 月 1 日に適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先は不明であることから申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容、これまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 34 年 9 月 28 日から同年 11 月 15 日まで

私は、父の知人である A 社の総務課に勤務していた方の紹介で、昭和 34 年 6 月 1 日から同年 11 月 15 日まで約 6 か月勤務し、当時の日給は 360 円であった。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和 34 年 9 月 1 日から同年 9 月 28 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録しか無く、申立期間について被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①に A 社に勤務していたことは、申立人の勤務に係る記憶から推認できる。

しかし、申立期間①について、申立人と同日に資格を取得した同僚から聴取したところ、資格取得日の約 3 か月前に A 社に入社したとしている上、複数の者から、同社では数箇月の間、厚生年金保険に加入しない時期があったかもしれないとの供述があることから、同社では、従業員が入社後、一定期間をおいて厚生年金保険の資格を取得させていたものと推測され、申立人も、同様の扱いをされたものと考えられる。

また、これらの同僚に照会しても、申立人の申立期間①に係る保険料控除について証言を得ることができなかった。

申立期間②について、申立人は、「偶然会った当時の同僚から、当該期間に私が A 社に勤務していたと思うと聞いた。」と述べている。

しかし、申立人は、この同僚の名前を明らかにしていないことから、勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない。

また、申立人と同日に資格を取得した同僚に照会しても、申立人の勤務実態及び保険料控除について、証言を得ることができなかった。

さらに、A社に対して申立人の申立期間②に関して照会しても勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで、厚生年金保険に未加入となっているが、当該期間は A 社に勤務しており、厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の長女が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に A 社においてトラックによる配送業務に従事していたと述べている。

しかし、社会保険事務所の保管する A 社に係る被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録を有する複数の者から聞き取りを行ったものの、申立人を記憶している者はおらず、また、同社における厚生年金保険の取扱いを記憶している者もいなかった。

また、申立期間に係る申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について事業主に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、当該被保険者名簿に申立人の氏名は記載されておらず、整理番号に欠番は無い。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細などの資料は無く、申立人が死亡していることから、同僚や上司の氏名及び保険料控除に関する具体的な確認ができない。

このほか、申立人の申立期間における関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和23年4月1日にA社（現在は、B社）に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の記録は同年7月1日付けとなっており、3か月間の空白が生じているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の職務経歴証明書、申立人が保管する社員手帳及び複数の同僚の証言から、申立人は、A社C支店に昭和23年4月1日付けで工務員として入社したことが確認できる。

しかし、同僚等の証言から、申立人と同日に工務員としてA社C支店に入社したと認められる旧制中学校の同窓生7名は、資格取得日が申立人と同日の昭和23年7月1日となっており、当時、同社同支店では、工務員については入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管するA社C支店の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の資格取得日は、昭和23年7月1日であることが確認できる。

さらに、B社及びD健康保険組合は、申立期間当時の資料を保存していないことから、当時の厚生年金保険の取扱いや保険料控除に関する関連資料が得られない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 9 月 22 日から 11 年 6 月 15 日まで
社会保険事務所の担当者から、平成 9 年 9 月 22 日から 11 年 6 月 15 日までの標準報酬月額が 9 万 2,000 円に訂正されていると説明を受けたが、当時の給与は 40 万円ぐらいだった。結果として受給すべき年金額が引き下げられているので申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成 11 年 6 月 15 日）に、標準報酬月額が 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、A 社の代表取締役として同社に在籍していたことが、同社の商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、遡^{そきゅう}及訂正の手続はほかの取締役が行った。」と主張しているが、当該取締役は「私は、A 社の創業者でありオーナーであった者から頼まれて同社の取締役になったが、名前を貸しただけなので同社の経営等には参加していない。遡^{そきゅう}及訂正については何も知らないし、分からない。」と証言している。

一方、申立人は、「A 社の創業者でありオーナーであった者は、会社としての届出行為には関与していない。」としている。

また、申立人は「遡^{そきゅう}及訂正に係る届出について記憶が無い。」としているものの、「自身は創業者でありオーナーであった者から同社の経営を任せられ、会社の行う届出について決裁権限を有していた。」としていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 12 日まで
② 昭和 39 年 4 月 13 日から 42 年 6 月 21 日まで
③ 昭和 42 年 6 月 16 日から 44 年 12 月 31 日まで

申立期間の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金を受給済みである旨の回答が社会保険庁からあった。私は、脱退手当金は一切受け取っていないので調査の上、申立期間が被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給期間における最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているA社、B社及びC社の被保険者期間を基礎として計算されており、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和45年7月14日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 23 日から 11 年 4 月 30 日まで
私は、社会保険事務所の窓口で申立期間について厚生年金保険の記録が無い説明を受けた。平成 10 年 3 月に A 社に入社し、当初 3 か月間は現金支給だったが、その後、口座振込みの手続をした。健康保険証は、会社からもらった記憶がある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A 社から給与が振り込まれている申立人名義の預金通帳及び当時の同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社の申立期間当時からの人事及び経理を担当していた者は、「申立人は、臨時的雇用の契約社員であったので厚生年金保険には、加入していなかった。」、また、上記の担当者及び申立人が挙げた上司は、「同社は、高齢者が多く、当時は厚生年金保険に加入したくない社員は加入させなかった。」と回答している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると A 社における申立期間の被保険者は、14 名であり、一方、上記の担当者は、当時の社員は 60 名ほどであったと供述していることから、当時、同社では、すべての社員に厚生年金保険を適用させていなかったことがうかがえる。

加えて、A 社は、当時の人事及び給与関係書類を保存しておらず、申立人も給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでの収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
私は、平成 7 年 4 月に A 社に契約社員として入社した。販売職から営業職に変わることはあったがその間も継続して勤務しており、4 か月の空白期間は考えられない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは、申立人及び同僚の証言並びに同社の社員が、「申立人は、平成 7 年 12 月末に一身上の都合により退職し、8 年 5 月に再び雇用された。申立期間中は、当社の行うバーゲンセールなど繁忙日にアルバイトとして来てもらう短期雇用であった。」と証言していることにより認められる。

しかしながら、上記の社員は「当時、当社では、短期雇用の場合、人事記録には記載せず、厚生年金保険の加入もしない取扱いであった。」と証言しているところ、同社の人事記録では、申立人は平成 7 年 12 月 31 日退社、8 年 5 月 1 日入社と確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、A 社で平成 8 年 1 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失し、その後、同社の被保険者資格を同年 5 月 1 日に再取得していることが確認できるところ、これは、同社の厚生年金基金の申立人に係る「加入員資格取得届の写し」及び「同喪失届の写し」に記載されている資格喪失日及び資格取得日と一致している上、申立人の同社における雇用保険の被保険者記録も厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

た事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から同年 9 月 16 日まで

私はA社からB社C店に派遣され、平成8年3月はサブリーダー職、同年6月からはリーダー職をつとめ、リーダー手当も支給され、休日出勤や残業もかなり行った。社会保険庁で記録されている申立期間の標準報酬月額は、当時の実収入からすると低額である。厚生年金保険料も実収入に基づく標準報酬月額に応じて支払っていたはずである。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「当時の給与水準からみて、社会保険庁の被保険者記録の標準報酬月額は低すぎる。」旨を主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により確認できた、当時の複数の同僚のA社における資格取得時の標準報酬月額は、申立人と大きな差がある額でないことが確認でき、申立人の資格取得時の標準報酬月額のみが、これら同僚の取扱いと異なり低額であるという事実は見当たらない。

また、申立期間について、社会保険庁の被保険者記録からは、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正するなどの不自然な形跡はみられない。

さらに、A社は既に解散しており、当時の賃金台帳や源泉徴収簿等を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

なお、申立人は、申立期間中の平成8年5月から7月までの給与水準が

反映され、同年 10 月 1 日に決定される定時決定前の同年 9 月 16 日に厚生年金保険の資格を喪失している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、社会保険事務所の記録では、A社において厚生年金保険に加入したのは昭和 33 年 9 月 1 日になっていた。私は中学を卒業後、新卒で同社に入社したので、同年 4 月から厚生年金保険に加入していなければおかしい。申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社に係る厚生年金保険被保険者記録のある同僚が、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを証言していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同様に、中学を卒業後、新卒で同期入社した者4名（申立人を除く）全員の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、申立人と同日の昭和 33 年 9 月 1 日であることが、社会保険事務所の保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において確認できる。

また、申立人が氏名を記憶する同学年で、申立人より後から入社したとする者は、申立人が被保険者資格を喪失するまでの期間に、A社において被保険者資格を取得していないことが、同社の被保険者名簿により確認できることから、同社では、厚生年金保険の取扱いについて、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことが推認できる。

さらに、申立人は給料明細書等の資料を所持しておらず、A社は既に閉鎖しており、事業主も既に死亡しているため、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を確認することはできないことから、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することは

できない。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月1日から同年8月1日まで
② 昭和37年12月1日から38年12月29日まで
③ 昭和40年8月1日から43年4月1日まで

社会保険庁の記録では、申立期間①、②及び③の記録が無いが、私は、各病院で厚生年金保険の保険料を控除されていた記憶がある。仕事は一貫してX線撮影や検査業務であった。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A医院に勤務していたとしているが、B病院では、「昭和37年4月23日から同年7月1日までの期間について、申立人のC共済の記録が存在する。」と回答しており、申立期間①の大半の期間がC共済の被保険者であることが確認できる。

また、同僚から聴取しても申立人のA医院における勤務実態を確認することはできなかった。

申立期間②について、申立人は、勤務した病院の所在地は記憶しているが、正確な病院名を記憶していないため、管轄保健所に照会したところ、「当時、当該場所にあったのは、B病院だけである。」としている。

また、B病院では、「申立人の記録は、昭和37年4月23日から同年6月末日まで、当院で正職員のX線技術員助手として勤務していたとの在籍記録のみである。」と回答しており、上記のB病院の国家公務員共済の記録と一致している上、同病院の敷地内にあったとされる病棟にも、申立人が申立期間②に勤務していたことは確認できなかった。

さらに、社会保険庁の記録では、B病院は、昭和36年10月2日に厚生

年金保険の適用事業所ではなくなった後、47年11月1日に再度、適用事業所となっており、申立期間②は、適用事業所では無い上、同病院では、「申立期間②当時は、適用事業所ではなかったもので、厚生年金保険料は天引きしていない。」としている。

申立期間③について、当時のD病院の複数の同僚の証言から、申立人は、当該期間は同病院で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、D病院は、昭和42年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③の一部は、適用事業所ではない上、複数の同僚は、同病院が適用事業所となる以前は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった旨の供述をしている。

また、社会保険事務所が保管するD病院の厚生年金保険被保険者名簿によると同病院が適用事業所となった昭和42年10月1日に資格取得した者は、38名であり健康保険番号に欠番は無く、一方、同僚は、「従業員数は、インターンの医師や夜勤のみの看護婦などを含め45名ほどであった。」と供述しており、当時、同病院では、すべての職員が厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間③のうち、昭和41年4月から43年3月まで国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立期間①、②及び③とも申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月16日から同年8月30日まで
② 昭和23年5月1日から28年7月1日まで
③ 昭和31年5月9日から32年4月2日まで
④ 昭和32年11月1日から34年6月1日まで

社会保険庁の記録によると、申立期間①のA社及び申立期間②から④までのB社に勤務していた期間については、昭和60年9月13日に脱退手当金支給となっているが、私は昭和33年3月から平成8年までC国にいたため脱退手当金の請求を行った覚えは無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社在職中の昭和33年にC国に転勤し、同社を退職後そのまま同国で自営業をしていたとしているところ、当時、海外在住者は国民年金に任意加入することができず、申立人は申立期間以外に年金加入歴が無いことから、申立期間のみでは、老齢年金の受給要件を満たすことができず、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間①の被保険者期間は、申立期間②、③及び④の期間と別の厚生年金保険被保険者記号番号で、かつ、旧姓で管理されていた期間であったが、記号番号重複取消及び氏名変更処理が脱退手当金支給決定の約半年前である昭和60年3月26日に行われているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、日本にいなかったため脱退手当金の請求はしていないはずであると主張するほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 2 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 63 年春ごろ、A社B支社に入社した。当時の同僚の名前を記憶している。

1年くらい後に入社した後輩のは平成元年2月に資格取得しているのに、私の資格取得日が2年4月1日というのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ営業職であった同僚の証言から、申立人が申立期間にA社B支社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数のA社の同僚にその記憶する入社時期を聴取し、厚生年金保険の被保険者資格取得日と比較したところ、入社してすぐに厚生年金保険に加入している者がいる一方で、入社して厚生年金保険に加入するまでに長い者で4年、短い者で1年4か月の期間を要するなど、同社では厚生年金保険の加入手続について個人ごとに取扱いが異なっていた状況がうかがわれる。

また、A社に対して申立人の申立期間に関して照会したところ、関係書類の保存期間は5年であり、すでに廃棄されているとの回答であったことから、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認することができなかった。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書等を保管していない。

加えて、申立人のA社での雇用保険の加入記録は、平成2年4月1日から5年1月5日までであり、厚生年金保険の加入記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年から 46 年まで
② 昭和 51 年 10 月 16 日から 54 年 3 月 9 日まで
③ 昭和 54 年 4 月 11 日から 55 年 5 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間に勤務していたA社、B社、C社の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているが、申立期間は厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社における申立人の上司2名は、「申立人の勤務期間は覚えていないが、申立人は同社に勤務していた。」と供述していること及び当時の勤務実態に関する申立人の具体的な供述により、申立人は同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、申立人が記憶していた同僚について、A社に係る申立期間の厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

また、A社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人は、申立期間において国民年金に任意加入し、その保険料を納付している。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、B社が提出した「一人別源泉徴収簿」から、申立人は申立期間のうち昭和52年4月11日から同年12月2日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の徴収簿において申立人は当該期間に係る社会保険

料は控除されていないことが確認できる。

また、B社に照会したところ、申立人は、昭和52年4月11日から同年12月2日までの期間において、商品の販売を委託した委任契約（外交員報酬）のため、社会保険の対象外で厚生年金保険には加入していないと回答している。

さらに、B社の人事担当者は、「厚生年金保険に加入している社員の記録はカードで管理しているが、申立期間における当該カードに申立人の名前は見当たらない。」と回答している。

加えて、B社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、その保険料を納付している。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③について、C社における申立人の勤務に関する具体的な供述から判断して、申立人が、当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についてC社の事業主に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人はC社において、パートで勤務していたとしており、同社の事業主は、申立期間当時、社会保険に加入していないアルバイト及びパートの従業員がいたと供述している。

さらに、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないことから、同僚から厚生年金保険の加入や保険料の控除に係る証言を聴取することができず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、C社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、その保険料を納付している。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 2 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで
② 平成 14 年 3 月 1 日から 15 年 4 月 14 日まで

昭和 58 年 2 月に会社を設立し経営は順調であったが、主だった社員が退職し、取引先との取引も縮小したので、平成 8 年 3 月に存続を断念せざるを得ないと考えいったん休業し、9 年 7 月に再興の意を固め事業再開をした。

事業は大変だったが社会保険事務所に対し標準報酬月額の訂正を申し出たことは無く、また社会保険事務所から指示されたこともない。

しかし、社会保険庁の記録では平成 6 年 2 月から 8 年 2 月までの期間及び 14 年 3 月から 15 年 3 月までの期間の標準報酬月額が引き下げられているので元の金額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 3 月 31 日）の後の平成 8 年 4 月 1 日にさかのぼって 9 万 2,000 円に減額訂正処理が行われていることが確認され、さらに翌日の 4 月 2 日にさかのぼって 6 年 2 月から同年 10 月までが 8 万円に減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立期間②について標準報酬月額は当初、62 万円と記録されていたところ、A社が再度、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 15 年 4 月 14 日）の後の平成 15 年 4 月 15 日にさかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍していたことが、申立人の供述及び同社の商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、「厚生年金保険料の滞納について、社会保険事務所から何も聞いてなく、知らされなかった。社会保険のことは、当時の契約していた会計事務所が担当していたので、私は何も知らなかった。」と主張しているが、社会保険事務所が保管している滞納処分票の写し（平成10年度から12年度まで）により、申立人は、代表取締役として、未納保険料について社会保険事務所に相談していたことが確認できることから申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該標準報酬月額減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 1 日から 12 年 6 月 13 日まで

社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所であった期間のうち、平成 11 年 6 月 1 日から 12 年 6 月 13 日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 11 万 8,000 円となっている。標準報酬月額が引き下げられていたことを初めて知った。私は当時、同社の代表取締役で、給料は毎月 100 万円程度であった。12 年 4 月か 5 月ごろに取引先が倒産し、連鎖的に倒産した。私財を投入して負債の清算をしたが、厚生年金保険料に滞納は無く、社会保険事務所の職員と保険料のことで話したことは無い。同社が会計処理を依頼していた公認会計士事務所も標準報酬月額の引き下げは届け出ていないと思う。当該期間についての厚生年金保険被保険者標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、当初、59 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 12 年 6 月 13 日）の後の平成 12 年 6 月 29 日付けで、さかのぼって 11 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖登記簿謄本から、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当該標準報酬月額の減額の経緯について、社会保険事務所の職員から説明は無く、減額の届出をした記憶は無い。社会保険の手続きはA社が委託していた公認会計士事務所が行っていた。」と主張しているが、同事務所では「当事務所ではA社の社会保険事務手続きは行ってい

ない。社会保険事務所での手続は申立人が自ら行っており、同社が倒産した直後から申立人とは連絡も取れなくなったことから、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に申立人の標準報酬月額をさかのぼって訂正することには関与していない。」と述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 8 年 8 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額より著しく低く訂正されている。納得がいかないため、調査の上、元の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係るA社の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年8月31日）の後の平成8年9月19日付けで、遡^{そきゅう}及して9万2,000円に訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として、同社に在籍していたことが、商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、「標準報酬月額の減額訂正は、社会保険事務所の職員が書類の作成を行い、自分は署名、捺印だけ行った。」旨を証言していることから、申立人が当該訂正処理に同意したものであるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月8日から46年6月8日まで
② 昭和55年11月5日から57年11月5日まで
③ 昭和57年12月1日から58年12月25日まで
④ 昭和59年8月12日から60年12月31日まで
⑤ 昭和62年12月17日から63年12月まで

私は、申立期間①について、A社に昭和44年4月14日に入社し、46年6月7日まで勤務したが、社会保険庁の記録では44年6月8日までとなっているのはおかしい。

申立期間②について、B社に昭和55年9月12日に入社し、57年11月4日に退職したが、社会保険庁の記録では、55年11月5日までとなっているのはおかしい。

申立期間③について、C社に昭和57年12月1日に入社し、58年12月24日に退職したが、この間の記録が無いのはおかしい。

申立期間④について、D社に昭和59年5月1日に入社し、60年12月31日に退職したが、社会保険庁の記録では、59年8月12日までとなっているのはおかしい。

申立期間⑤について、E社に昭和62年8月11日に入社し、63年12月まで勤務したが、社会保険庁の記録では、62年12月17日までとなっているのはおかしい。

申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間にA社（現在は、F社）で厚生年金保険

被保険者記録のある同僚1名が申立人を記憶していることから、同社で資格を喪失した昭和44年6月8日以降に申立人が、在籍していたことはうかがえる。

しかし、申立人のA社の雇用保険被保険者記録は、昭和44年4月14日から同年6月7日までとなっており、申立期間の雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、F社は、申立期間の社員の記録を保管していないことから、申立人の在職及び厚生年金保険の加入状況については確認できないとしているが、厚生年金保険と雇用保険の加入は一体であると回答している。

申立期間②について、申立期間にB社で厚生年金保険被保険者記録のある同僚2名が、申立人が同社で仕事をしていたとしているが、そのうちの1名が、「申立人は正社員ではなく、下請であった。」旨回答していることから、申立人が同社で働いていたことは推認できるが、その雇用形態については確認することができない。

また、申立人のB社における雇用保険被保険者期間は、昭和55年10月17日から同年11月4日であり、取得日は相違しているものの離職日の翌日が厚生年金保険の資格喪失日となっており、申立期間の雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、B社は、昭和61年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に亡くなっており、同社の取締役であった事業主の妻も、「当時の関係者も亡くなっており、資料の保管も無いため、何も分からない。」と供述していることから、関連資料及び周辺事情を得ることができない。

申立期間③について、申立期間にC社で厚生年金保険被保険者記録のある同僚2名が、申立人が同社で営業職として勤務していたことを証言しているが、そのうちの1名が、「自分も通算5年くらい勤務したが、年金記録は2年ほどしかない。申立期間当時、C社は、経営が不安定であったこともあり、営業の者も、請負の職人と同じように扱われ、社会保険に加入していないこともあったと思う。」と述べている。

また、C社は、昭和60年以前の記録を保存していないため、申立人の在籍や当時の社会保険の加入方針は確認できないが、厚生年金保険と雇用保険の加入は一体であり、雇用保険に加入しないで厚生年金保険に加入することはあり得ないと供述しているところ、申立人の同社における雇用保険被保険者記録は無いことが確認できている。

申立期間④について、D社における雇用保険の被保険者記録は昭和59年5月1日から同年8月11日までとなっており、申立期間の被保険者記録は無く、申立人が同社に勤務していたことを証言する同僚もいないことから、申立てどおりに在籍していたことを確認することができない。

また、D社は、昭和59年8月12日で適用事業所ではなくなっているところ、同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、連絡先の分かった同僚のうち4名が、同社は59年夏に倒産した旨を回答しており、そのうちの1名が、「当時、会社に社会保険労務士が来て、一斉に手続を行ったため、社員はこの時点で会社が社会保険から抜けることは知っていた。」旨供述している。

さらに、D社が加入していたG厚生年金基金の加入期間も、同社が適用事業所でなくなった昭和59年8月12日までであることが確認できる。

加えてD社の事業主の所在は不明であり、申立人の在職及び会社が適用事業所でなくなった後の保険料控除について確認することはできない。

申立期間⑤について、E社における雇用保険の被保険者記録は昭和62年8月11日から同年12月16日までとなっており、申立期間の記録は無い。

また、E社の事業主は、申立人が同社に勤務したことはあるが、在職期間については資料がなく確認できないとしているが、「パートやアルバイトの場合は、厚生年金保険に加入しないが、社員で、厚生年金保険や雇用保険に加入している場合、在籍しながら抜けることは無い。」と述べているところ、申立期間に同社で厚生年金保険被保険者記録があるのは事業主と取締役のみであることが確認できることから、同社には当時、厚生年金保険に加入する条件の従業員がいなかったことがうかがえる。

さらに、E社が保管していた申立期間のパート・アルバイト賃金台帳にも申立人の名前を確認することはできないことから、申立人が同社にどのような雇用形態で、いつまで雇用されていたのかを確認することができない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細及び所得税源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 20 日から 14 年 7 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、平成 10 年 3 月ごろから 14 年 7 月末ごろまで A 社で勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。入社する時に、社長から社会保険加入の話もあったので、調査の上、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した小型車両系建設機械（整地等）運転業務特別教育修了書及び複数の元社員の証言から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「大工として入社し、給料は出来高制で支払い日は不定期であった。」と述べているところ、元社員も、「申立人は、大工として勤務していたが正社員でなく、給料は日給月給であった。社会保険に加入させていたのは正社員のみであった。」旨の供述をしている。

また、申立人は社会保険庁のオンライン記録から申立期間当時、国民年金に加入し、平成 10 年 3 月から同年 11 月までの保険料及び 12 年 4 月の保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は平成 11 年 4 月から 12 年 3 月までの期間及び 12 年 5 月から 14 年 3 月までの期間の国民年金保険料について、自ら社会保険事務所へ免除の申請に行ったと述べているところ、社会保険庁のオンライン記録においても、同期間は免除期間となっていることが確認できる。

加えて、A 社は既に解散しており、事業主の証言も得られないため、申立人の申立期間に係る事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間に係る雇用保険被保険者記録は無く、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 8 月ごろから 57 年 7 月ごろまで
② 昭和 57 年 7 月ごろから 59 年 2 月ごろまで

社会保険庁の厚生年金保険加入記録を確認したところ、A社B所に勤務した昭和 51 年 8 月ごろから 57 年 7 月ごろまでの期間及びC社D所に勤務した同年 7 月ごろから 59 年 2 月ごろまでの期間が被保険者となっていない。当時、社会保険料を控除された記憶があるので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶していたA社B所の当時の事業主の氏名は、同社本社への照会結果と一致することから、申立人が、同社B所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録により、A社B所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社本社は、各専売所の厚生年金保険加入の有無については、各事業主にゆだねられているとしているところ、同社B所の現在の事業主によれば、申立期間当時、厚生年金保険に加入しておらず、現在も加入していないと述べている。

さらに、A社B所の当時の事業主及び申立人が記憶していた同僚の連絡先は不明のため、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることができない。

申立期間②について、申立人が記憶していたC社D所の当時の事業主の氏名は、C社本社への照会結果と一致することから、申立人が、C社D所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、C社D所は、厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、C社本社は、各専売所の厚生年金保険加入の有無については、各事業主にゆだねられているとしているところ、現在のC社D所事業主によれば、申立期間当時、同社D所は、厚生年金保険に加入していなかったと述べている。

さらに、C社D所の当時の事業主の連絡先は不明であり、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることができない。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 29 日まで

私は、A病院に昭和 60 年 4 月 1 日から 62 年 1 月 31 日まで看護師として常勤 3 交代で勤務しており、61 年 4 月 30 日からは共済組合の加入期間となっているものの、60 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 29 日までの期間は加入記録が無い。厚生年金保険に加入していたと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A病院からの回答及び同僚の証言から、申立人が申立期間において同病院に勤務していたことは認められる。

しかし、A病院は、申立人は申立期間にはB共済組合に加入していると回答している。

なお、B共済組合連合会では、当委員会の調査の過程において、申立人の共済組合加入期間に誤りがあったとし、当該加入期間を「昭和 60 年 4 月末日から 62 年 2 月初日まで」に訂正した年金加入期間確認通知書を平成 21 年 10 月 8 日付けで申立人に通知している。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 31 日まで A 事務所（個人事務所）に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。同事務所は、B 社会保険事務所に加入しており、入社中には保険証が交付され、退職時に返却している。当時、給与は 12 万円で、社会保険料、労働保険料及び源泉所得税が控除され 10 万円ぐらいを受け取っていたが、私の両親は、私が 20 歳の時から 55 年 3 月まで国民年金保険料を支払っていたため、厚生年金保険との重複加入が生じていた。

申立期間について、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の証言から、申立人が申立期間に A 事務所に在籍していたことが確認できる。

しかし、元事業主は、「A 事務所は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料は社会保険事務所に納付していない。」とし、社会保険庁の記録においても、同事務所が厚生年金保険法の適用事業所であったことは確認できない上、同事務所は、厚生年金保険法の強制適用事業所に該当しない法定 16 業種以外の個人事業所である。

また、申立人が主張する申立期間当時の給与 12 万円（標準報酬月額 11 万 8,000 円）から厚生年金保険料額を計算すると、被保険者負担分は月額 5,369 円になるところ、申立人から提出された昭和 55 年分源泉徴収票に記載された社会保険料の控除額は、3 か月合計（昭和 55 年 1 月から同

年3月まで)で2,387円であることから、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除があったことは確認できない。

さらに、A事務所は既に閉鎖し、申立期間当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は廃棄しているため、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 21 日から 8 年 1 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社で、平成 6 年 12 月 1 日に資格取得、7 年 12 月 21 日に資格喪失となっており、被保険者期間が 12 か月となっているが、同年 12 月 31 日まで勤務していたので資格喪失日は 8 年 1 月 1 日のはずである。

平成 7 年 12 月の給与明細からも保険料を控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成 7 年 12 月 31 日まで勤務していたと述べている。

しかしながら、申立期間における申立人の雇用保険の加入期間は、平成 6 年 12 月 1 日から 7 年 12 月 20 日までであることが確認できる。

また、A社から提出された退職願には、平成 7 年 12 月 20 日付退職希望と書かれている上、申立人の所持する給与明細書及び同社の保管する賃金台帳から申立期間の給与は支給されていないことが確認できる。

さらに、当時の複数の同僚に照会するも、申立人がA社に平成 7 年 12 月 31 日まで勤務していたことについて具体的な証言を得ることはできない。

これらのことから申立人がA社を退職した日は平成 7 年 12 月 20 日であると認められる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくな

った日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成7年12月21日であり、同年12月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月25日から27年6月1日まで
社会保険庁の記録では、A社B支店での厚生年金保険の加入記録が昭和27年6月からとなっている。しかし、私は25年6月に同社の社員に紹介されて入社した。申立期間には同社に在籍し、給与から保険料を控除されていたことは間違い無いと思うので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったとことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B支店に勤務していたと主張している。

しかしながら、当時の支店長は、「申立人は、私がA社本社から同社B支店に赴任した昭和26年3月の後に入社した。」と供述しており、当時の同僚からも申立人の申立期間の勤務実態についての証言を得ることはできなかった。

一方、社会保険庁の記録によると、A社B支店は、昭和27年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社B支店に入社した複数の同僚からは、同社B支店が適用事業所となる前に厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かについての供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。